

「毎月勤労統計」における変更を受けた雇用者報酬推計等の対応について

平成 30 年 10 月 22 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

「毎月勤労統計」においては、2018 年 1 月からローテーション・サンプリングの導入などの変更が行われている。これを受けた、国民経済計算の雇用者報酬推計等における対応を以下のとおり整理した。

1. 全体方針

2018 年 7-9 月期 1 次 QE において、「毎月勤労統計」を用いている雇用者報酬の 2009 年 7-9 月期~2018 年 4-6 月期の計数を遡及改定する。また、同統計を使用している一部のデフレーターについても 2018 年 1-3 月期以降の計数を改定する(詳細は後述)。

2. 現状分析と対応にあたっての考え方(雇用者報酬)

(1) 雇用者報酬推計における「毎月勤労統計」の利用状況

雇用者報酬推計においては、その主たる構成項目である賃金・俸給部分等の推計に、「毎月勤労統計」を利用している。具体的には、「毎月勤労統計」による一人当たり平均賃金(現金給与総額)に、「労働力調査」による労働者数を乗じるなどして、一国全体の賃金・俸給の金額を計算している。年次推計においては、産業別の計数を、QE においては、産業計の計数を用いている。

(2) 「毎月勤労統計」における方式変更の影響

今般、厚生労働省より、「毎月勤労統計」における方式変更の影響を、現金給与総額について要因分解した結果の提供を受けた。これは、2018 年 1 月時点(注 1)での旧系列(旧ベンチマーク(注 2)、旧サンプルによる公表値)による計数と新系列(本系列として公表されている新ベンチマーク、新サンプルによる計数)の差について、ベンチマーク更新要因(旧サンプルを新ベンチマークで集計した計数と旧系列の差)、サンプル入れ替え要因(新旧系列の差からベンチマーク要因を控除したもの)に分解したものである。産業計で見ると、ベンチマーク更新の影響が 2,367 円(1 月の本系列に対する比率 0.87%程度)、サンプル入れ替えの影響が▲1,115 円(同▲0.41%程度)となっている。

一方、「毎月勤労統計」については、産業別・事業所規模別の詳細なデータである「原表」が公表されている。今回、この「原表」のデータを用いて、厚生労働省と同じ方法で 2018 年 1 月時点の要因分解を行ったところ、ほぼ同じ結果が得られることがわかった。(注 3)

(注 1) 2018 年 1 月分については、新旧両方のサンプルで調査が行われている。

(注 2) 産業別・事業所規模別の労働者数構成比

(注 3) 厚生労働省の結果は調査票情報から直接計算されている一方、内閣府の試算は、いったん「原表」として集計された後のデータを用いていることから、若干の誤差が生じているものと考えられる。

(3) 基本的な考え方

現金給与総額における上記要因分解の結果を踏まえると、雇用者報酬推計にあたっては、基礎統計である「毎月勤労統計」の2017年12月以前のデータに対して以下のような調整を施すことが適当と考えられる。

まず、ベンチマーク要因については、2017年12月以前の系列においても、労働者数の構成比にその時々最新の情報を反映させていくことが望ましい。具体的には、2017年12月以前の産業別・事業所規模別労働者数に調整率を乗じることで新ベンチマークに変換し、これを用いて旧サンプルのデータを集計する。

次に、サンプル入れ替え要因は、2018年1月時点での新ベンチマークにより集計した旧サンプル（入れ替え前の全サンプル）と同じく新ベンチマークで集計した新サンプル（本系列のこと：入れ替え後のサンプルを含む全サンプル）における差を示している。この要因については、2017年12月以前の系列に調整を施し、変化率でみて2018年1月の本系列と段差なくつながるようにすることが適当である。具体的には、2017年12月以前の旧サンプルの系列を新ベンチマークで集計した結果にリンク係数を乗じ、2018年1月の本系列と変化率でみて段差なく接続するようにする。

上記2つの調整を行うことにより、雇用者報酬の水準の適正化とともに時系列でみてより適切な変化率（前年同期比、前期比）が得られることとなる。

3. 具体的な対応方法等

(1) 公表データによる遡及計算

今回の変更により、「毎月勤労統計」においては、過去の指数を遡及改定しないこととなった。このため、調整が必要な場合、ユーザー側でなんらかの処理を行う必要があるが、既述のとおり、「毎月勤労統計」の方式変更の影響の要因分解は、公表データから概ね再現できることが確認された。これを踏まえ、雇用者報酬の推計で用いている「毎月勤労統計」の調整は、公表データを用いて行うこととする。具体的には、毎月公表されている「原表」のデータを用いて、下記のような計算を行う（この「毎月勤労統計」に関する調整方法の詳細については、別途説明資料を公表する予定）。（注4）

- 「原表」のデータを用いて、2018年1月の新旧の計数における産業別・事業所規模別の労働者数の比率を計算し、この比率を2017年12月以前の旧系列における産業別・事業所規模別の労働者数に乗ずることで、新ベンチマークとなる労働者数構成比を計算する。
- 上記により得られた新ベンチマークを用いて、旧サンプルにおける産業別・事業所規模別の一人当たり平均賃金（「原表」に掲載されているもの）を産業計及び産業別に集計する。これにより、2017年12月以前について、新ベンチマーク、旧サンプルによる産業計及び産業別の計数が得られる。
- 「原表」を用いて、2018年1月時点のサンプル入れ替え要因（新ベンチマーク、新サンプルの計数と新ベンチマーク、旧サンプルの計数の比率）を産業計及び産業別に計算する。このサンプル入れ替え要因の比率をリンク係数として2017年12月以前の新ベンチマーク、旧サンプルの計数に一律に乗ずれば、2018年1月の本系列と接続する計数が得られる。
- このようにして得られた計数を用いて、雇用者報酬の再推計を行う。

(注4) 当該計算は、第二次年次推計である 2015 年度まで遡って行う。それ以前については、基礎データである「毎月勤労統計」の遡及計算は行わず、雇用者報酬の構成項目である「賃金・俸給」の水準を調整するという簡便な方法で遡及改定を行う。遡及期間は、旧ベンチマークの基礎資料である「経済センサス-基礎調査」の対象時期を踏まえ 2009 年（平成 21 年）7-9 月期までとする。

（2）対応のタイミング

2018 年 7-9 月期の 1 次 QE においては、上記により得られた修正後の「毎月勤労統計」のデータを用い、2015 年度の第二次年次推計値、2016 年度の第一次年次推計値、2017 年 4-6 月期以降の速報推計値について、雇用者報酬の再推計を行う。

同 2 次 QE については、同じデータを用いて、2016 年度の第二次年次推計値、2017 年度の第一次年次推計値、2018 年 4-6 月期以降の速報推計値を計算する。

4. その他の項目における対応

（1）デフレーター推計

デフレーター推計においては、建設業、学術・開発研究機関など一部産業の「きまって支給する給与」のデータを用いている。デフレーターの推計にあたっては、2017 年 12 月以前の遡及計算は行わず、2017 年 12 月と 2018 年 1 月の計数を接続する。具体的には、「きまって支給する給与」について、既述の方法により、2017 年 12 月の計数を計算し、これと 2018 年 1 月の本系列の計数との変化率を用いて新旧計数を段差なく接続することとする。これにより、総固定資本形成デフレーターなどが 2018 年 1-3 月期に遡って改定される（雇用者報酬と同じく、2018 年 7-9 月期 1 次 QE から適用）。

（2）労働時間数推計

国民経済計算の年次推計では、「毎月勤労統計」の労働時間を用いて、産業別の労働時間数を推計・公表している。「毎月勤労統計」の労働時間についての要因分解も、厚生労働省による計算と公表資料から計算した結果が近くなっている。一人当たり平均賃金に比して新旧計数の差が小さくなっていることなども踏まえると、より簡便な調整方法での遡及推計も可能と考えられる。このため、対応の要否を含めた調整方法を引き続き検討し、2018 年末の年次推計の公表に向けた事前アナウンスの中でお示しすることとしたい。

5. 2019 年 1 月以降の標本入れ替えへの対応

「毎月勤労統計」では、2019 年以降についても、毎年 1 月時点における新サンプル、旧サンプル両方の計数という有用な情報が得られる。雇用者報酬、デフレーター等の推計にあたっては、この情報を活用し、時系列でみた変化率が段差なくつながるよう、リンク係数により、毎年 1 月時点で新サンプルの計数を旧サンプルの計数に接続したものをを用いることとする。

(以 上)